

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則（案）
の概要

1 改正理由

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

科目区分の統合等に伴う一部改正

- (1) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合に必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法の改正
- (2) 中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合に必要な「教科に関する専門的事項に関する科目」に係る単位の最低修得科目数の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第49号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年12月22日提出

愛媛県教育委員会教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後	改 正 前
別表第6（第5条関係） 省略	2 中学校教諭普通免許状 省略	<p>備考 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第3号に定めるところによる。ただし、この表の適用において同科目の単位数が2と定められる場合であつて、社会の教科について免許状の授与を受けようとするとき（地理歴史の教科についての高等学校教諭の普通免許状を有しているときに限る。）は「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を</p>	<p>別表第6（第5条関係） 省略</p> <p>2 中学校教諭普通免許状 省略</p> <p>備考 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第3号に定めるところによる。ただし、この表の適用において同科目の単位数が2と定められる場合であつて、社会の教科について免許状の授与を受けようとするとき（地理歴史の教科についての高等学校教諭の普通免許状を有しているときに限る。）は「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科について免許状の授与を受けようとするときは物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生</p>

物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、技術の教科について免許状の授与を受けようとするときは木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

省略

別表第9（第5条関係）

受けようとする免許状の種類	免許教科	単位数	最低修得科目数
中学校教諭 1種免許状	国語____、職業、 職業実習又は英語	省略	
	社会、数学____、 音楽、美術、保健体 育又は家庭 理科		4
		10	
		8又は9	3
		5以上7以下	2
		3又は4	1
	省略		
	技術	10	3
		7以上9以下	2
		3以上6以下	1
中学校教諭 2種免許状	国語____、職業、 職業実習又は英語	省略	

修得するものとする。

省略

別表第9（第5条関係）

受けようとする免許状の種類	免許教科	単位数	最低修得科目数
中学校教諭 1種免許状	国語、技術、職業、 職業実習又は英語	省略	
	社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体 育又は家庭	省略	
	省略		
中学校教諭 2種免許状	国語、技術、職業、 職業実習又は英語	省略	

高等学校教諭1種免許状	社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育又は家庭	省略	
	省略		
	省略	数学、理科、音楽、保健体育、家庭、家庭実習、情報又は情報実習	省略

高等学校教諭1種免許状	社会、数学、音楽、美術、保健体育又は家庭	省略	
	理科	10	8
		9	7
		8	6
		7	5
		5又は6	4
		4	3
		3	2
	省略		
	技術	10	6
	9	5	
	7又は8	4	
	5又は6	3	
	4	2	
	3	1	
高等学校教諭1種免許状	省略		
	数学、理科、音楽又は保健体育	省略	
	家庭、家庭実習、情報又は情報実習	17以上19以下	5
		14以上16以下	4
		10以上13以下	3
		7以上9以下	2

備考1・2 省略	省略	備考1・2 省略	省略	3以上6以下	1
----------	----	----------	----	--------	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案説明

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。